

令和4年度第1回小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（要録）
（通算第55回）

- 1 開催日時 令和4年5月18日（水曜日）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 市役所5階 505会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 昼間守仁会長、大川強副会長、下重直樹委員、井上与一委員、田澤健治委員、村田明美委員
 - (2) 事務局 原課長、飯田係長、高橋主任、飯坂主任、榎本主任（総務課）
 - (3) 関係課 増原課長、山鹿課長補佐、久保江係長（情報政策課）
田野倉課長、梶山主事（文化スポーツ課）
利光館長、恒岡係長（中央図書館）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会次第
 - (1) 議事
 - ① 会長及び副会長の選出
 - ② 情報公開制度実施状況（令和3年度）について（報告）
 - ③ 個人情報保護制度運用状況（令和3年度）について（報告）
 - ④ 保有個人情報取扱事務について（報告）
 - ⑤ 小平市長の所管する施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の改正について（報告）
 - ⑥ 特定個人情報保護評価について（報告）
 - ⑦ （仮称）小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）
 - ⑧ 歴史公文書選別基準に関する規程の制定に向けた準備について（報告）
 - (2) その他
- 6 内容（要録）
 - (1) 情報公開制度実施状況（令和3年度）について（報告）
＝事務局から報告＝
 - (2) 個人情報保護制度運用状況（令和3年度）について（報告）

=事務局から報告=

(3) 保有個人情報取扱事務について（報告）

=事務局から報告=

(4) 小平市長の所管する施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の改正について（報告）

=事務局から報告=

会長 報告は終わりました。ここまでの件について、御質問はありますか。

委員 情報公開制度実施状況の内訳の127番について、あらかじめ予定価格を設定し公募すると思いますが、その資料が不存在となっている理由は何ですか。

また、129番及び130番について、随意契約における単価の裏付けとなる内訳書や積算根拠資料や市の業務委託契約に至る過程がわかる資料はあるのでしょうか。

事務局 おそらく127番から130番までの開示請求については、固定資産税関連の請求だと思いますが、書類の存在は各所管課で確認を行っており、詳細な不存在の理由は分かりかねますが、例年、随意契約で行っているため、予定価格設定の資料やその積算資料は存在しないと伺っております。

委員 情報公開制度実施状況の内訳の430番から476番について、プロポーザルで選定して決定された事業者の資料を全部公開、決定されなかった事業者の資料を一部公開や非公開としているのでしょうか。

事務局 決定された事業者と決定されなかった事業者とを区別しているのか、すぐに確認ができませんので、お時間をいただきまして、後ほど回答させていただきます。

会長 情報公開請求の件数が477件と昨年よりも増加しており、鷹の台駅前広場の整備事業についての請求等がありますが、政策的な争点はありますか。ある特定の請求者が複数回請求しているなど、実態としてはどうですか。

事務局 鷹の台駅前広場の整備事業につきましては、一人の方が2件請求していますが、公文書として400件程度あるうち約300件が該当しています。具体的には、鷹の台駅前広場の整備事業の駅前ロータリーの選定をどうするかということが争点となっており、計画の内容の請求があったものです。

また、鷹の台駅前のロータリーは狭いため従前からの懸案事項でしたが、令和3年度中に駅前ロータリーの整備に動きが出たことにより、整備の手法についての情報公開請求が多かったという状況です。

会長 資料4の保有個人情報利用停止請求が4件とありますが、資料5の小平市保有個人情報開示状況の内訳のどれにあたりますか。

事務局 資料5につきましては、飽くまでも開示請求に対するものですので、利用停止請求及び訂正請求は資料5の一覧には入っておりません。

会長 今回初めて保有個人情報利用停止請求がありますので、御説明いただけますか。

事務局 保有個人情報利用停止請求及び訂正請求につきましては、小平市個人情報保護条例で規定されている権利であり、保有個人情報開示請求をした方に対して、開示決定を行い、一度開示した個人情報の内容において間違っているものや、本来正しく利用されていないと思った場合は、一度開示した個人情報に対して、訂正請求や利用停止請求を行うことができる制度となっております。

今回の4件の利用停止請求につきましては、開示請求者から、そのような利用のされ方は望んでいないという事情がありまして、利用停止請求をされましたが、本来の利用の仕方や法令等に基づいて収集した結果により各課が個人情報を保有していたため、停止する必要性はないという判断をし、非停止の決定がされたものです。

委員 資料4の表1中の思想信条等の4件は、どのようなときに個人情報を取り扱っているのでしょうか。また、資料6の小平市保有個人情報開示制度実施状況（年度別）の令和2年度の審査請求26件とは何ですか。

事務局 個人の思想は極力収集しないという制度設計になっていますが、業務上必要な場合には収集できることとなっております。具体例としましては、選挙における立候補者の届出に関して、立候補者は政党に所属している場合はどこに所属しているのかを届書に記載をすることとなっております、そのような情報は、思想信条等に該当すると認識しています。

令和2年度の審査請求26件につきましては、審査請求者は1人で、期間を区切って複数回にわたり審査請求をしておりましたので、件数が膨大となっております。

委員 資料4の表2中にある保育課や高齢者支援課等に対する保育園の決定や介護保険認定の決定等について、市民がなぜそのような決定になったのかを知りたい場合に、保有個人情報開示請求という手段があることについて、市報に掲載し周知されているのでしょうか。

事務局 毎年5月20日号の市報に情報公開請求と保有個人情報開示請求の件数を掲載し、報告をしています。同時に、情報公開請求及び保有個人情報開示請求の制度についても市報に掲載していますので、市民の開示請求権があることについても周知しております。

会長 資料7の保有個人情報取扱事務届出事項集計表の特定個人情報保護評価の件数について、何を根拠に出している数値でしょうか。

事務局 特定個人情報保護評価につきましては、議事の6番目で情報政策課により報告がありますが、基本的には個人情報を扱っている事務の中で、取扱人数の規模等により重点項目評価や基礎項目評価をし、その評価書を作成することとなり、そ

れに基づいて特定個人情報保護評価を行っております。件数については、その評価の件数になります。

会長 資料9の資料の標題が「令和4年度特定個人情報保護評価一覧」となっていますが、公表日が令和3年になっていきますので、資料の内容は令和3年度の実績なのでしょうか。もし令和3年度の実績であるなら、資料7の評価の件数の合計と資料9の評価の件数の合計は一致するはずではないですか。

事務局 件数の差につきましては、資料9の件数は評価書作成の件数となっております。資料7につきましては、個人情報取扱の事務をベースに考えた件数となっております。評価書としては1つの評価書であっても、小平市で個人情報を取り扱っている事務の届出においては、複数の事務があるということになります。したがって、評価書の件数よりも個人情報取扱事務ベースでの件数の方が多くなっております。

会長 資料7の特定個人情報保護評価の131件の内訳は分かりますか。有・無の件数の数値を裏付ける資料はないのでしょうか。

事務局 資料7の特定個人情報保護評価の有無につきましては、合計の942件の届出を全て見るのが、有無の確認となります。

例えば、資料7の2ページに、議会事務局が市民と議会の意見交換会受付事務について、令和3年4月5日から開始するため、市長に対して保有個人情報取扱事務の届出をしたものがあります。この事務で扱っている個人情報というのは、表の「保有個人情報の記録項目」の基本事項の欄の黒く塗りつぶされた氏名と電話番号となり、それを個人情報として取り扱いますという届出になります。

また、表の下から2段目の「特定個人情報保護評価の有無」につきましては、特定個人情報保護評価を行う場合は、有にチェックをします。これを集計したものが資料7の基礎項目評価や重点項目評価の件数となります。ただ、これは保有個人情報取扱事務ベースで考えた数値ですので、届書が複数枚集まったものが評価書としては1枚ということもありますので、件数との相違が生じるということになります。

会長 資料8の7ページの別表中の映像データの保管期間について、保管期間の根拠はありますか。

事務局 特に定まった根拠はありませんが、基本的には、必要最小限度の期間において収集するというのが原則となっており、その上で施設のセキュリティ上の重要度やメモリの容量の大きさによって、映像データの保管期間を施設が決めており、セキュリティ上の重要度が高い情報政策課事務室については1年間、それ以外の施設については2週間程度あれば不測の事態に対応ができるということで標準的に2週間を設定しているところが多いと思われれます。今回のエレベーターにおける防犯カメラの設定は、防犯上の問題とエレベーターに閉じ込められた際の人命救助が目的であり、3日程度あれば支障はないと判断したためです。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(5) 特定個人情報保護評価について（報告）

会長 次に、議事の6番目「特定個人情報保護評価について」の報告となります。

なお、審議会規則第7条に「審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる」とありますので、説明のため担当課職員を本会議に出席させることについて、皆様よろしいでしょうか。

＝異議なし＝

それでは、そのように決定します。

報告内容について、担当課から説明をお願いします。

情報政策課 それでは、特定個人情報保護評価について、御報告させていただきます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における制度面の保護措置の1つとして、特定個人情報保護評価の実施がございます。

特定個人情報保護評価は、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するとともに、地方公共団体等がプライバシーの保護等の取組について宣言し、国民の信頼を得ることを目的としているものです。

具体的には、マイナンバーを取扱う事務、システムの概要、リスク対策、開示請求先等の項目について、国の機関である個人情報保護委員会が定める指針等に基づき評価し、その結果を記載した評価書を公表することとされています。

特定個人情報保護評価は、事後的な対応ではなく、積極的に事前に対応を行うものとされ、特定個人情報を保有する前に実施しなければならないため、小平市におきましては、マイナンバー制度が導入された平成26年度に市民課、その後利用範囲の拡大に伴い平成27年度にその他のマイナンバー利用課が特定個人情報保護評価書を作成し、市ホームページや市政資料コーナーで公表するとともに、個人情報保護委員会へ提出しております。

また、その後も、年に1度評価書を見直すように努めるものとされていることから、毎年全ての評価書を見直し、公表しています。

特定個人情報保護評価書は、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の3つの種類があり、どの評価書を作成するかは、評価を行う事務ごとに行う「しきい値判断」に基づいて決められます。

しきい値判断は、「対象人数」、「当該特定個人情報保護ファイルの取扱者数」、「評価実施事務機関における特定個人情報に関する重大事件の発生の有無」という項目があり、その項目値に基づいて、作成する評価書が分けられます。

お手元の「特定個人情報保護評価の実施手続」と記載された資料を御覧ください。しきい値判断の見方ですが、例えば「住民基本台帳に関する事務」を例にとりま

すと、はじめに中央にあります、「対象人数は何人か」という項目では、市の人口が、約19万5,000人ですので、左下の「10万人以上30万人未満」となります。次に2つ目の項目として「特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か」住民基本台帳システムにアクセスできる権限者数ですが、市の取扱者数は約400人ですので、「いいえ」の矢印に進み、3つ目の項目「過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」では、「なし」ですので、基礎項目評価書と重点項目評価書とを作成することとなります。

小平市においては、マイナンバー制度の導入以後、情報漏えい等の事故は発生しておりません。

次に、資料9の「特定個人情報保護評価書一覧」を御覧ください。現在小平市で作成、公表している評価書の一覧でございます。

1行目が住民基本台帳に関する事務、2行目以降が番号利用法で認められている事務、2枚目の網掛けになっている部分が、小平市の独自利用事務でございます。

これらの事務について「しきい値判断」を行った結果、令和3年度は対象人数が1,000人未満のため「評価の実施義務なし」の事務が28件、「基礎項目評価」が29件、「重点項目評価」が4件となっております。

この評価ごとの件数につきましては、令和2年度に公表した内容から「基礎項目評価」が2件、「重点項目評価」が1件増えております。

令和3年度は表中左端に記載の別表第1の項番8番で該当課が障がい者支援課の事務について、対象者の増により基礎項目評価書を作成しております。

また、別表第1の項番10番で該当課が健康推進課の事務について「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務」が追加され、基礎項目評価書及び重点項目評価書を作成しています。

なお、別表第1の項番100番で該当課が子育て支援課となっている事務について新規に追加していますが、評価書の作成義務なしとなっております。

令和4年度につきましても、年に一度の評価書の見直しを実施いたします。9月末頃の公表を目標に現在作業を進めております。

今後も市民の皆様の信頼にお応えできるよう、特定個人情報の取扱いには万全を期して参りますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

報告は、以上でございます。

会長 報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

会長 資料9の令和4年度特定個人情報保護評価書一覧の内容は、令和3年度の実績ですか。令和4年度の実施予定の内容ですか。

情報政策課 今回は令和3年度の報告事項になりますので、資料9は令和3年度に作成及び公表した評価書の一覧となります。

会長 要望になりますが、過去5年間における年度別のしきい値判断の件数の推移

を出していただけると理解しやすいと思います。

委員 番号利用法を根拠に特定個人情報保護評価を行っているかと存じており、個人情報保護法の改正により、当審議会の業務は縮小されることと認識していますが、今後は当審議会における特定個人情報保護評価についての報告はなくなるのでしょうか。

事務局 個人情報保護法の改正により、基本的には行政機関も国の個人情報保護委員会の管理下に入ることとなりますので、基本的には諮問事項もなくなり、審議会の機能は限定的になっていきます。

特定個人情報保護評価につきましては、審議会への諮問事項としてではなく、報告事項としています。おそらく、法改正後も重要な事項として審議会へ報告する予定ですので、特に変更はないと思います。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(6) (仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問)

会長 次に議事の7番目「(仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」の諮問です。それでは、諮問内容について、担当課から説明をお願いします。

文化スポーツ課 資料番号10を御覧ください。

それでは、資料番号10「(仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」御説明いたします。

1の諮問理由でございますが、(仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査を行うに当たり、住民基本台帳から市民アンケート調査票の送付対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号(本人以外からの収集)及び第10条第2項第6号(目的外利用等)に該当することから、諮問させていただくものでございます。

続きまして、2の調査の目的でございますが、小平市では、文化芸術及びスポーツの施策について、「小平市の文化振興の基本方針(改定版)」及び「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」により、様々な施策を推進してまいりました。

この度、両方針の対象期間が令和4年度末で終了することから、令和5年度からの両分野の一体的な計画として新たな(仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定に当たり、その基礎資料とするため、文化芸術及びスポーツ等に関する意識・実態の調査を行うものでございます。

3の調査の概要につきましては、調査地域は小平市全域です。調査対象は市内に住所を有する18歳以上の市民で、対象者の住所、氏名、生年月日及び性別の個人

情報を収集します。発送件数は、無作為抽出による2,000件です。調査期間は、令和4年7月頃から概ね1か月程度を予定しております。調査方法は、郵送による配付、回収でございます。

4の事務の流れでございますが、6月下旬に、住民基本台帳からデータ抽出いたします。作成物は、宛名シール1部（調査票送付用）及び対象者一覧でございます。

6月下旬に、文化スポーツ課職員で宛名シールの添付作業を行います。なお、作業期間中の管理方法は、事務室内の鍵付保管場所にて管理し、作業場所は、庁舎内の鍵付会議室といたします。7月初旬に職員が送付物の確認の上、調査対象者へ調査票を送付します。7月中旬を目途に、調査対象者に調査票を市役所へ返送していただきます。7月中旬から、回収した調査票を随時委託事業者へ送付いたします。この調査票は、無記名のため個人は特定できないものでございます。8月以降に、委託事業者によりアンケート調査結果の分析が行われます。9月中旬に、委託事業者から市へ調査票の返却が行われます。そして、9月下旬に委託事業者から調査報告書が納品されます。

次に、5の調査項目でございますが、1文化芸術・スポーツに対する関心について、2文化芸術の鑑賞・活動について、3小平市における文化芸術について、4スポーツの実施について、5スポーツに関する情報について、6スポーツを支える活動について、7障がい者スポーツについて、8新型コロナウイルス感染症の影響について、そして、9回答者の属性についてお伺いいたします。回答者の属性については、年代、世帯人数、住居形態、市内在住期間、住所（町名のみ）及び障がいの有無をお伺いいたします。

最後に、6のセキュリティ対策でございますが、住所及び氏名が記載されたラベルシールの封筒の貼付け作業及び調査票の封入・発送作業は、文化スポーツ課で行うほか、業務委託の契約書にある、個人情報保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書により、市の個人情報等のデータの提供に関する覚書を委託事業者と取り交わすことで、個人情報を取り扱う従業者を明確にするとともに、個人情報に関わる書類の保管は鍵付保管場所へ厳重に収納し管理するなど、適正な管理を徹底いたします。

また、調査票の自由記述欄等に個人情報が記載された場合は、個人情報を含む書類として厳重に取り扱い、調査票の保存期間が経過した後は機密文書として溶解処理等を行います。

説明は以上でございます。御審査の程、よろしくお願ひいたします。

会長 説明は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

会長 無作為抽出2,000件の回収率はどのくらいでしょうか。

文化スポーツ課 前回の文化に関する意識調査の回収率は46.2%、スポーツに関する意識調査の回収率は45.0%となっています。

会長 調査項目の中で、新規の項目はあるのでしょうか。

文化スポーツ課 新型コロナウイルス感染症に関する項目、障害者スポーツに関する項目、法改正に伴う国の計画を参酌した項目が追加されています。

委員 障害の有無はセンシティブな問題ですが必要でしょうか。また、居住地域には町名まで求めるとおっしゃっていましたが、本当に必要なのでしょうか。例えば地域のブロックごとでもよいのでしょうか。

文化スポーツ課 障害の有無につきましては、前回のスポーツに関する意識調査の項目にありまして、障害者スポーツの取組につなげることを目的として、調査項目に設定しております。ただし、時代の流れとともに国籍や障害の有無等関係なく、インクルーシブ社会の実現ということも想定されますので、今回の審議会での御意見も検討会等で諮り、最終的に調査項目を決定していきたいと考えております。

居住地域につきましては、前回と同様に地域ごとに調査をしており、地域ごとに設置している文化施設やスポーツ施設の有無によって、その地区に住む市民の意見がそれぞれ異なることや、前回との調査との比較ができるようにするため、設けています。

委員 セキュリティ対策について、2点質問があります。1点目は、業務委託の委託先は公募で選ぶのでしょうか。随意契約をされるのでしょうか。

2点目は、鍵付きの保管場所で管理されるということですが、鍵を管理する人は誰か限定しているのでしょうか。

文化スポーツ課 1点目の質問につきましては、一般競争入札にて株式会社創建に決定し、前回の調査の業務委託契約をした事業者であり、他自治体との業務委託契約の経験も豊富にあることから、セキュリティにおいても万全であると考えています。

2点目の質問につきましては、事務室内の鍵付きのキャビネットにて管理をします。その鍵は文化スポーツ課長が管理をします。

委員 住民基本台帳からデータを抽出するということですが、作業はどなたがされるのでしょうか。文化スポーツ課で行うのでしょうか。市民課の方で行うのでしょうか。

文化スポーツ課 住民基本台帳事務を行っている市民課の承諾を得た上で、住民基本台帳システムから情報を抽出することになりますので、システムを管理している情報政策課にデータ抽出の依頼をし、作業を行います。

委員 不必要な個人情報が渡されることはないのでしょうか。情報政策課が抽出したデータを文化スポーツ課に渡すということですか。文化スポーツ課が2,000名以上の情報を保有していることはないのでしょうか。

文化スポーツ課 不必要なデータが渡されることはありません。情報政策課から文化スポーツ課へ抽出されたデータが渡されるということではなく、情報政策課にあ

る住民基本台帳のシステムから、文化スポーツ課の職員がデータを抽出する際に、情報政策課の職員が立ち会います。データ抽出自体は文化スポーツ課の職員がソートをかけるので、2,000名以上のデータを保有することはありません。

委員 ラベル貼りは全て行政機関の文化スポーツ課で行うということでよいでしょうか。事業者が介入することはないでしょうか。

文化スポーツ課 文化スポーツ課のみで行います。

委員 調査の対象者は18歳以上の方とありますが、上限は何歳まででしょうか。年代や男女比はどのくらいになりますか。前回調査をした方は今回の調査で除いているのでしょうか。また、これまでの方針による様々な施策というのは具体的には何ですか。

文化スポーツ課 1点目につきましては、年齢の上限は設けておりません。

2点目につきましては、無作為抽出となっておりますが、年代や男女比ともにバランスよく抽出を行います。

3点目につきましては、前回アンケートを実施した時期が平成27年でしたので、分け隔てなく調査を行うため、前回の調査回答者を除くことは特にしておりません。

4点目につきましては、スポーツに関して、昨年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたので、地域スポーツ振興というところで各施策、事業、イベント等を行ってまいりました。文化に関しては、東京オリンピック・パラリンピックに関連しますが、国際交流協会と連携した交流事業、また、現在、鈴木遺跡が国の指定史跡になりましたので、活用計画を策定しております。鈴木遺跡、平櫛田中彫刻美術館等の事業の充実の施策をしてきたところです。

会長 それでは、この諮問を承認してよいかどうかについていかがでしょうか。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

会長 それでは、「(仮称)小平市文化スポーツ推進計画策定に係る市民アンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」は、承認することといたします。

担当課の方は、ありがとうございました。

(7) 歴史公文書選別基準に関する規程の制定に向けた準備について（報告）

会長 議事の8番目「歴史公文書選別基準に関する規程の制定に向けた準備について」の報告です。それでは、報告内容について、担当課から説明をお願いします。

図書館 歴史公文書選別基準に関する規程の制定に向けた準備について、資料11

に沿って報告いたします。

まず、1の「制定の背景」ですが、令和3年10月1日に施行された小平市公文書等の管理に関する条例の規定により、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各実施機関は、それぞれ歴史公文書選別基準を定めることとなりました。今後、各実施機関は、歴史公文書選別基準に関する規程を定め、当該規程に定める基準に従い、保存期間が満了した公文書から歴史的資料として重要な公文書を選別し、将来にわたって市民共有の知的資源として利用できるよう、原則永久に保存していくこととなります。

次に、2の「選別の基本的な考え方及び具体例」についてですが、選別すべき公文書に係る基本的な考え方として、大きく3つの種類の公文書を対象として検討してまいります。

- ① 市の全域的な状況が把握できるもの
- ② 長期的・継続的に地域の歴史の流れが分かるもの
- ③ 市の特色ある事象が明確になるもの、文書の残存が少ない時期のもの

また、(2)の具体例を22件ほど掲げておりますが、このうち各実施機関の状況に応じて、基本的な考えに沿うものを選別していくよう具体的に検討してまいります。

3の「施行期日」につきましては、令和4年9月30日までに施行すべきものとなります。

4の「今後の予定」についてですが、各実施機関は保有する公文書の種類に応じて、それぞれの歴史公文書選別基準の制定に向けた最終的な検討及び調整を行ってまいります。各実施機関の歴史公文書選別基準に関する規程（案）につきましては、次回の審議会へ諮問する予定でございます。

報告は以上です。

会長 報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 規程の名称が「基準に関する規程」となっているのですが、基準と規程が並列するのはおかしいのではないのでしょうか。規程にウエイトがあるとするならば、どのように選別を行うのかを市としてガイドするようなものを作ることになるのではないのでしょうか。例えば今回の基準はどの年限の公文書を対象にするのか、どこまでの基準が及ぶのかということ等を規律するなど、明確にしていく必要があると考えます。

図書館 文言につきましては、今後整理をした上で、諮問をいたします。

事務局 これまでの経過も含めて補足をさせていただきます。小平市公文書管理条例が昨年10月1日に施行されましたが、一部未施行となっている部分がありまして、その部分は歴史公文書の移管と移管後の特定歴史公文書の保存・利用等であり、本年10月1日に施行となりますので、その準備をしていかなければなりません。

その上で、選別するための基準を本年10月1日までに定めておかないと移管が始められないため、それまでに基準を定めていきます。しかし、実施機関ごとに基準を定めていくため、各実施機関においては委員会等の実施時期や頻度に差があるため、施行日までに制定が難しい部分があります。準備が出来次第、ある程度まとめて審議会へ諮問したいと考えておりますが、揃わない実施機関もありますので、場合によっては10月1日までに間に合わないものも出てくる可能性があります。

会長 小平市が町や村であった時代の公文書も対象になりますか。今回の基準は、飽くまでも行政資料として捉えるのでしょうか、歴史的な資料として捉えているのでしょうか。

図書館 今回対象としているのは、行政としての資料となります。市の前であれば、町や村時代の役場で作成した公文書も対象になります。それ以前の新田開発の資料いわゆる古文書と言われる文書につきましては、図書館において地域資料として別の体系の中での保存となります。

事務局 制度設計としましては、小平市の規模においては公文書館を独自で創設することは難しいため、図書館において地域資料の収集等を行っていますので、その延長線上に公文書館機能を持たせ、歴史公文書の移管と特定歴史公文書の管理をしていくこととしています。

委員 特別職の任免や職員の分限等についても歴史公文書の選別の基準になるのでしょうか。

図書館 各実施機関にて検討しており結果は異なってくると考えますが、基本的には基準に載ってくるものであると考えています。

委員 それは処分された職員の個人名が分かってしまうのですか。このような処分が何件あったということで、処分名と件数がわかるのでしょうか。

図書館 現物が移管されていない段階ですので確認が取れていないのですが、保存されている文書の内容がどのようになっているのかによると思います。ただし、個別の氏名が記載されている場合など、個人のプライバシーに触れる内容であれば、その部分を隠す可能性もあると思います。

事務局 小平市の公文書管理条例の制定目的は、小平市の活動及び歴史的事実の記録として公文書があつて、その公文書は市民の知的資源であるという位置付けとなり、市は将来の市民に市の諸活動等について説明する責任を果たすものです。その責任を果たすために、市の人事に関する情報についても後世に残していく必要があれば、残していくこととなります。そのような視点で、歴史的公文書選別基準に入れるか入れないかを判断しますが、その文書を公開するかしないかについてはまた別の話となります。つまり、移管という制度がなければ、市が公文書を保有しているだけになってしまうため、将来にわたって市民に公文書が公開されることはないかもしれませんが、移管することで、時の経過によって公文書が公開できる情報が

あるかもしれないということになります。

委員 何年か前に小平市で行われた住民投票の結果や経過は、歴史公文書に該当しますか。また「その他、歴史的価値があると認めるもの」とありますが、人によっては判断が変わったり、恣意的な判断が入るのではないのでしょうか。

図書館 地域としての流れが分かるものであれば歴史的公文書に該当すると思いますが、案件ごとに個別に判断していくことになると思います。運用についてはまだ検討中です。

事務局 保存期間満了文書については、歴史公文書に該当するものは移管をしますが、該当しないものは廃棄をすることになります。全ての文書ではないのですが、廃棄をする前に、審議会に諮って確認をしていますので、恣意的な判断は防止できると考えています。

委員 他の自治体は保存年限に関係なく、全て審議会において審議をしています。小平市においては30年以上の保存文書が審議の対象となっており、それ以外の文書については原課と必要に応じて図書館が確認するということですが、市民から見て分かりやすい基準にしないと透明性の確保という観点から問題が出てくると思いますし、基準を細かく作り込まなければ上手く回らないということ意識しながら作業を進めていただいた方がよいと思います。

事務局 御意見のとおりだと思います。審議会では30年保存以上の文書について審議しますが、30年未満の保存文書については、廃棄する前に、総務課と図書館の双方において確認をしていくことになります。誤って文書の廃棄をすることがないように留意してまいります。

委員 資料11の中に、「原則永久に保存していくこととなります」とありますが、毎年度どのくらいの文書の量が増えていって、将来、物理的に図書館のスペースがいっぱいになってしまったときに、何か他の手段を考えているのですか。

図書館 図書館に移管される文書保存箱は3,000箱程度あります。歴史公文書は図書館に移管することとされていますが、現状としては、市役所本庁舎の地下の文書保存庫に保存することを予定しています。年々電子での保存も増えていることから、これまで以上には紙の文書は増えず、減るであろうと予測しております。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(8) その他

会長 その他に何か事務局からありますか。

事務局 個人情報保護法の改正に関しまして、地方自治体に係る部分が来年の4月1日に施行されることが決まりました。今年度中に小平市の個人情報保護条例の改正が必要となり、12月議会に改正の条例案を出したいと考えています。改正条例案ができましたら、審議会において御意見をいただきたいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

また、情報公開制度実施状況の報告の際の、田澤委員と大川委員からの御質問につきましては、担当課に確認を取らないと分からない部分がありますので、後日回答させていただきます。

会長 以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。